

4 章 都市景観形成地区に関する事項

第1節 都市景観形成地区の指定の考え方

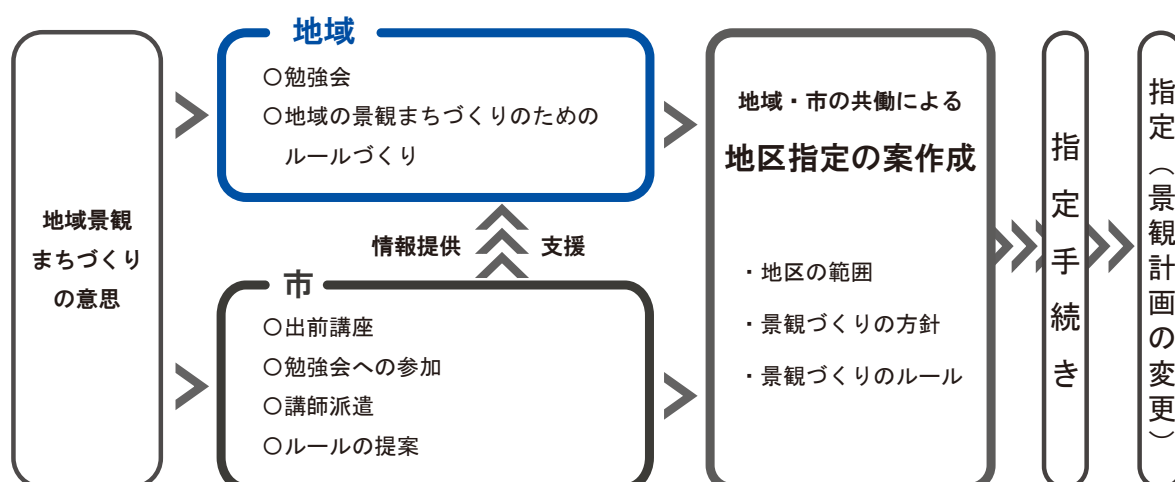
都市景観形成地区の指定については、景観の形成を重点的に図る必要があると認める地区、すなわち良好な景観形成の必要性が高く、緊急性や実現性を備えた地区を指定していきます。

良好な景観形成の必要性が高い地区の例

指定実績	分類	地区の摘要	基本方針
・御供所地区 ・承天寺通り地区 ・宮崎宮地区	歴史・伝統地区	都市の歴史が刻み込まれた環境や建造物を有し、次世代へその伝統を伝えていくべき地区。	地区の特徴を表現する歴史的・事物の保全・活用や昔の街並みのイメージの再現を地域住民の総意で行っていく。
・シーサイドももち地区 ・元岡地区 ・香椎副都心（千早）地区 ・アイランドシティ香椎照葉地区	計画的まちづくり地区	今後、大規模プロジェクトの進行が予定され、計画的なまちづくりを進めていくべき地区。	地区の将来イメージに従い、景観上の誘導を行政と民間の共働で計画し実現していく。
・天神（明治通り・渡辺通り）地区 ・はかた駅前通り地区（再掲）、承天寺通り地区、宮崎宮地区	組織的まちづくり地区	地元住民のまちづくりへの理解・意欲が高く、住民主体の景観形成が実践可能な地区。	住民が自主的に、環境保全・街並み誘導に関する取り決めを行い、良好な生活空間あるいは商業空間を創造、維持していく。

第2節 都市景観形成地区指定までの流れ

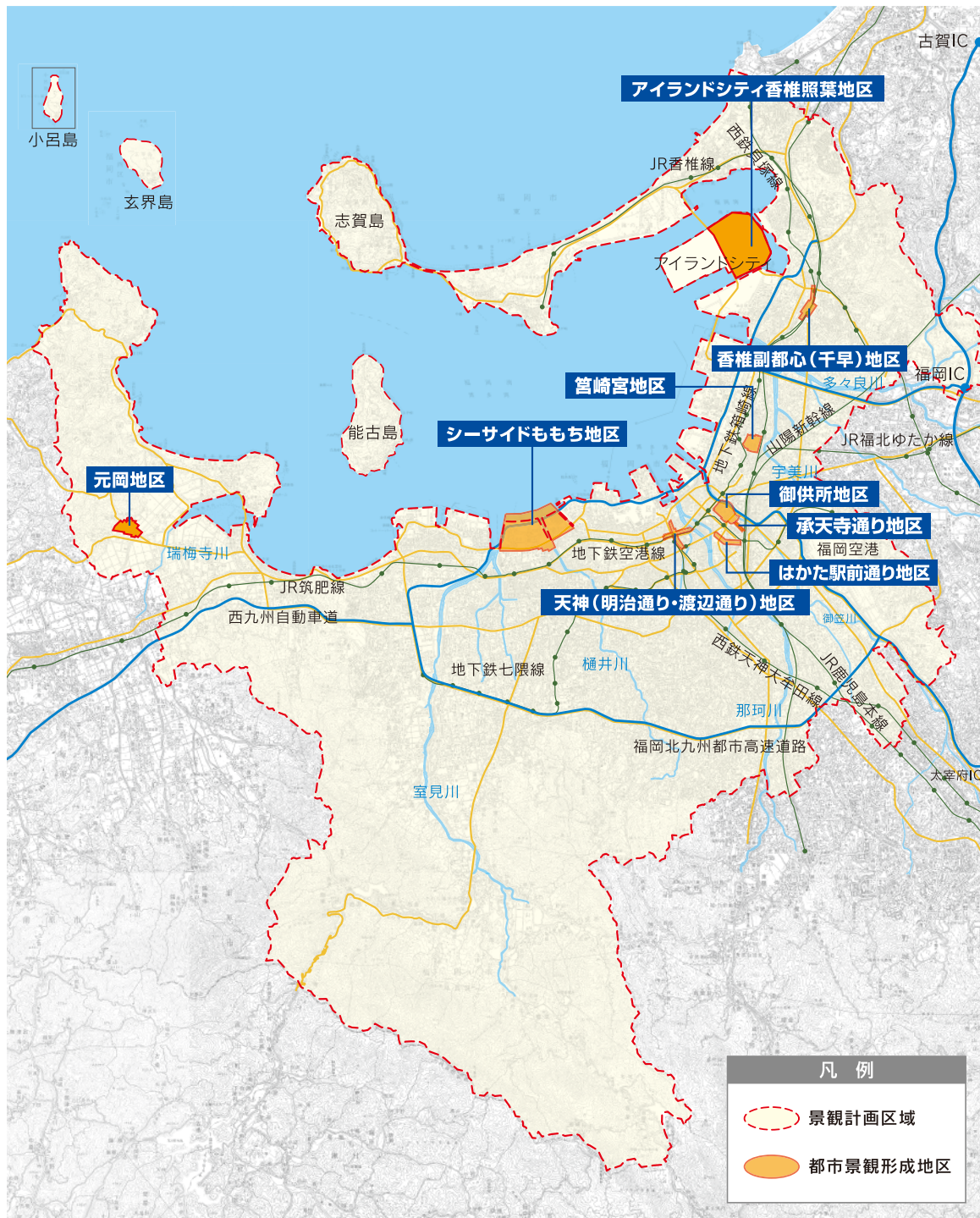
都市景観形成地区候補地区については、以下に示すように、地域景観まちづくりの意欲の高い地区等において、地域との共働により、都市景観形成地区への指定を順次進めていきます。



第 3 節 都市景観形成地区の良好な景観の形成に関する方針及び行為の制限

指定区域は以下の通りです。

地区区分、景観形成方針、行為の制限等については、各地区の地区別編冊子をご覧ください。



都市景観形成地区

地区名	指定面積 指定年月日	概要	
シーサイドももち 地区	約185.6ha ／ H8.4.25	昭和57年に埋立が開始され、平成元年の博覧会開催を経て、ウォーターフロントの環境と都心・副都心に近い立地を生かした「21世紀を展望した計画的なまちづくり」がはじめられた地区	
御供所地区	約28.0ha ／ (当初) H10.11.30 (変更) H23.5.26	日本最初の禅寺聖福寺、東長寺などの数多くの寺社により本市で有数の歴史的環境を形成している地区	
天神(明治通り・渡辺通り)地区	約15.7ha ／ H12.3.2	福岡市の都心を東西及び南北に貫き、福岡の発展の軸となってきたメインストリートであり、本市の都心としてだけでなく、九州さらには西日本を代表する最大の商業・業務機能が集積している地区	
香椎副都心 (千早)地区	約17.6ha ／ H17.4.25	本市の東の副都心として独立行政法人都市再生機構が平成5年度より土地区画整理事業を進めているエリアの中心をなす地区	
アイランドシティ 香椎照葉地区	約191.8ha ／ (当初) H23.3.3 (変更) R5.10.12	誰もが快適な生活を営むことができる住宅地の整備や、環境との共生を図る豊かな緑地空間の整備、アジア・世界を見据えた新しい産業の集積を目指し、魅力ある都市空間の形成を図る地区	
元岡地区	約18.3ha ／ H23.3.3	九州大学学術研究都市構想で位置づけられたタウン・オン・キャンパスにふさわしい良好な市街地環境の形成・保全を図り、九州大学の門前町として風格あるまちづくりの推進を図る地区	
はかた駅前通り 地区	約7.0ha ／ H23.7.28	博多駅地区と天神地区をつなぎ、博多のまちの新たなシンボルとなる魅力的な都市空間の形成を図る地区	
承天寺通り地区	約2.6ha ／ R2.3.30	博多駅と博多旧市街をつなぎ、博多部の歴史・伝統・文化を醸し出す街並みの形成を図る地区	
宮崎宮地区	約18.7ha ／ R6.3.28	宮崎宮を中心とした歴史・伝統が感じられる、境内の豊かな緑と調和した、心地よい街並みの形成を図る地区	

序
章

第
1
章

第
2
章

第
3
章

第
4
章

第
5
章

第
6
章

第
7
章

第
8
章

第4節 届出対象行為

建築物等の規模や指定区域に関わらず、建築物又は工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更する修繕又は模様替え、外観の色彩の変更を届出対象とします。また、届出対象行為の全てを景観法第17条による特定届出対象行為とします。また、木竹の伐採を届出対象行為とします。

なお、屋外広告物については、屋外広告物法による許可を要することとなります。

許可が不要な屋外広告物も含め、地区ごとの規格基準に適合するよう、事前協議を行ってください。

※通常の管理行為、軽易な行為その他の行為は届出の適用除外とします。

※届出の適用除外となる通常の管理行為については、巻末の資料編を参照してください。

第1節 景観重要建造物

建築物等は、地域の歴史や生活文化の一端を物語るもので、地域の個性を表現する役割も担っています。

地域に親しまれているもの、すぐれたデザインのもの、すぐれた技術のもの等は、地域景観の重要な資源であり、地域の共有財産として守り継承してだけでなく、これらを地域の景観づくりに役立てていくため、その実態を把握し、所有者の意見を聴いたうえで、次に示す指定方針に基づき景観重要建造物に指定することができます。

景観重要建造物の指定方針	
道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができる建築物等（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。）で、下記に示す歴史的評価若しくは景観的评价が高く、かつ老朽化が著しくなく、修復が可能なもので、指定に際し著しい支障がないもの。	
①歴史的評価	・歴史的価値のあるもの。 ・建築後50年以上経過しているもの。
②景観的评价	・歴史的な景観形成に寄与しているもの（周辺環境と一体となって歴史的な景観を形成しているもの、歴史的街並みの連続性に寄与しているもの等）。 ・地域のランドマークや景観的なシンボル・アクセントになっているもの。 ・地域住民等に親しまれているもの。 ・心象風景としての存在感や雰囲気を持つもの。 ・地域の主要な回遊路に面しているもの。 ・アイストップ的な場所に位置しているもの。

※ただし、文化財保護法（昭和25 年法律第214 号）に基づき国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物については適用しません。

第2節 景観重要樹木

長い年月をかけて育まれてきた巨木や名木は、これまで地域を見守り、生活に安らぎを与えて地域に親しまれています。このような樹木は地域にとって重要な樹木であり歴史的にも貴重な財産であるため、保全し後世に残していく必要があります。また、地域の個性を生かしたまちづくりを行ううえでのシンボルとなるため、その実態を把握し、所有者の意見を聴いたうえで、次に示す指定方針に基づき景観重要樹木に指定することができます。

景観重要樹木の指定方針
道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができる樹木で、下記のいずれかに該当すると認められるもの
(1) 樹形や樹高等美観が優れているもの
(2) 地域の象徴的な存在である等、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与するもの
(3) 地域の歴史、生活文化的に価値が高いと認められるもの
(4) 地域に親しまれ、愛着を持って受け入れられているもの

※ただし、文化財保護法(昭和25 年法律第214 号)に基づき特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木については適用しません。

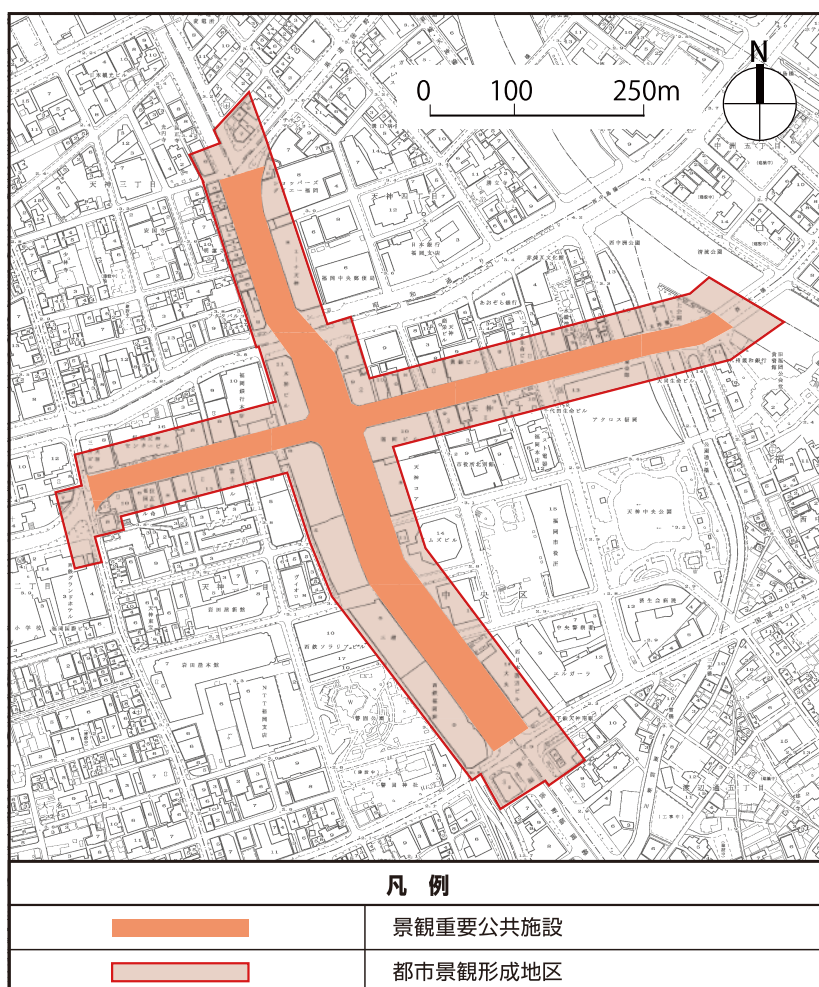
第1節 指定方針

都市景観の形成上特に重要な公共施設(道路、河川、公園等)について、下記に定める指定方針に基づき、施設管理者の同意を得て、景観重要公共施設として指定し、整備に関する考え方など良好な景観の形成に関する事項を定めることとします。

区域	指定方針
都市景観形成地区	・地区内の景観形成上重要な公共施設(道路、公園、河川等)
景観計画区域 (都市景観形成地区を除く)	・市の景観形成上重要な公共施設(道路、公園、河川等) ・市の景観に広範囲にわたって影響を及ぼす公共施設(道路、公園、河川等)

第2節 指定区域

1. 明治通り・渡辺通り(都市景観形成地区内)



(1) 道路の整備に関する事項

1) 歩道の舗装は、通り全体を通して統一感を図り、また、都心にふさわしい、時代の変化に耐えうる質の高い都市空間と調和する素材のものを使用する。

視覚障がい者誘導用ブロックについては、「福岡市福祉のまちづくり条例」による「施設整備マニュアル」に基づき設置する。

2) 柵、車止め、街灯等の工作物は、商業・業務等が集積した、周辺建物と調和する形状、色彩とする。

3) 街路樹は、街並みを引きたてる配置とし、自然豊かな樹形を維持するとともに、主要な交差点や中央分離帯等に花壇等を設置するなど、賑わいのある街路空間の創出に配慮する。

4) サイクルポストは可能な限り設置しない。設置する場合は、歩行者空間のユニバーサルデザインや、植栽、パブリックアート等による快適な街路空間づくりに配慮して設置するとともに、通りの雰囲気と調和する形状、色彩とする。

5) 公共空間に設置するサインは、質の高いものとし、設置にあたってはできる限りデザインの統一化を図る。

6) 材料は、維持管理やコストに配慮し、選定する。